

中標津町強靱化計画期間の延長について

1 計画の期間延長の考え

本町では、国の「国土強靱化基本計画」や、北海道の「北海道強靱化計画」と調和を保ちつつ、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長の実現に向けた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年6月に「中標津町強靱化計画」を策定し、令和4年6月に推進事業一覧の一部改訂を行っております。

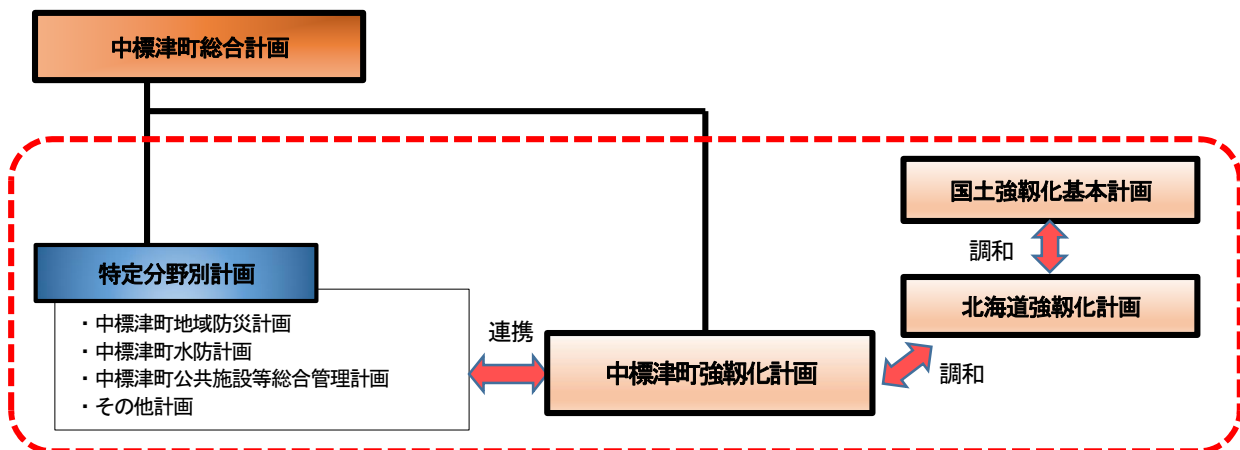
「中標津町強靱化計画」は、令和5年7月の「国土強靱化基本計画」の変更を受け、令和6年度で計画期間を終えるため改定を予定しておりましたが、北海道の「次期北海道強靱化計画」の策定が令和7年2月末現在策定中であり、「中標津町強靱化計画」の改定にあたっては北海道強靱化計画と調和を保つ必要があるため、現行計画の計画期間を1年延長し、国、北海道の計画を踏まえた改定を進めます。

また、令和8年度からの5か年計画である「第7期中標津町総合計画後期基本計画」の策定作業を現在進めていることから、両計画の計画期間及び、内容の整合性を図るとともに、効率的、かつ総合的な施策の推進が図られるよう努めます。

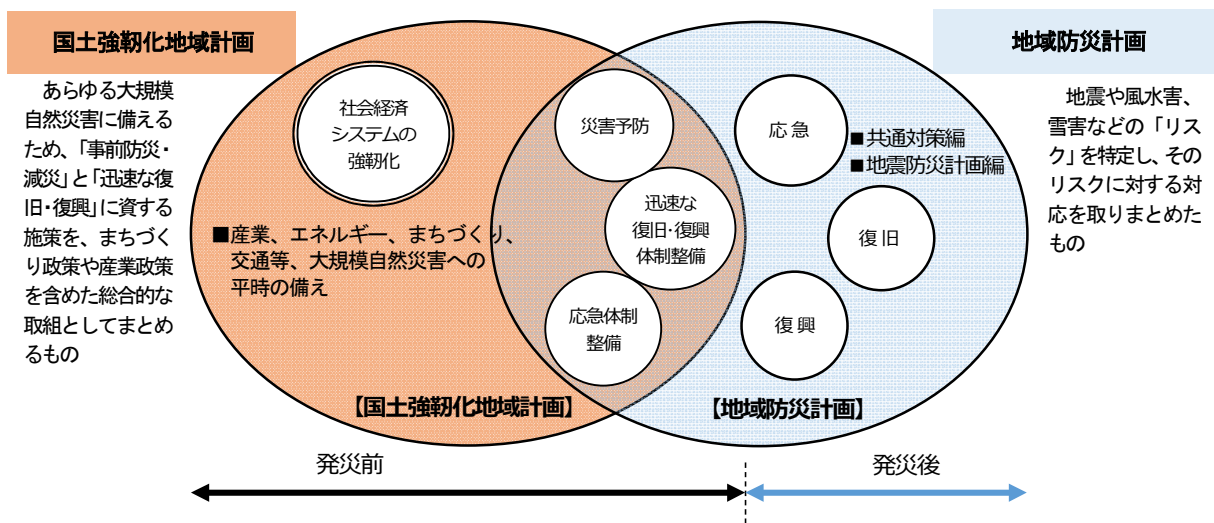
なお、今回の計画期間延長に伴う目標年度、数値目標の再設定は行いません。

2 計画の位置付け

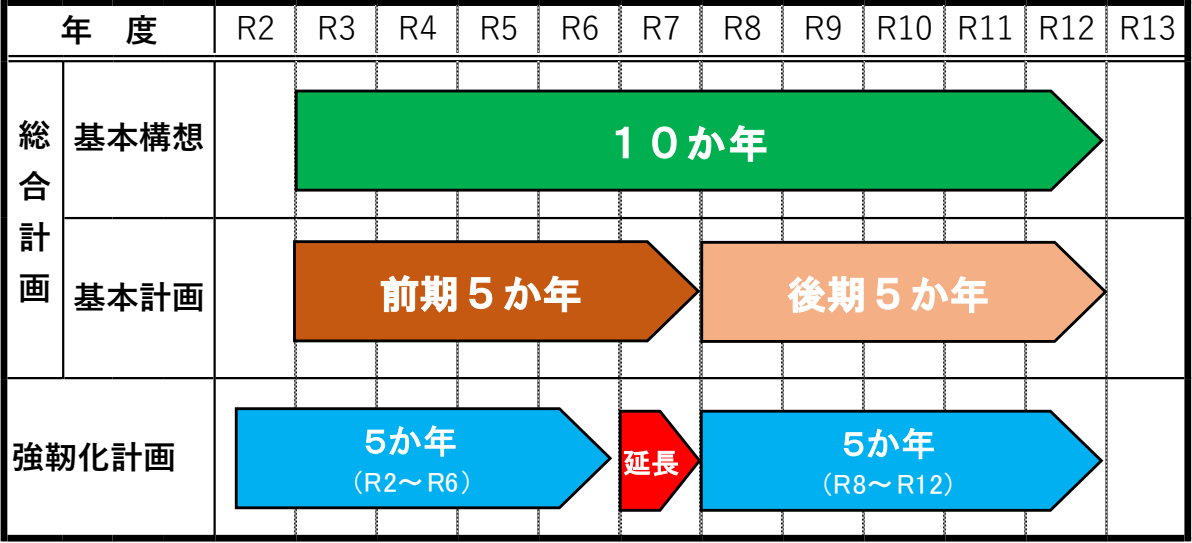
- ・国土強靱化基本法（第13条）に基づく国土強靱化地域計画
- ・国土強靱化に関し、地域防災計画をはじめとする中標津町の分野別計画の指針として、町政の基本方針である「中標津町総合計画」と整合を取り、国、北海道、他市町村及び民間事業者等による取組を含め、中標津町における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針として位置付け



地域防災計画と強靱化計画



3 計画期間



4 中標津町強靱化計画改定スケジュール

- 令和 7 年 4 月～ 策定作業開始
- 8 月 原案策定
- 9 ～12 月 議会説明、意見集約（パブリックコメントを想定）
- 令和 8 年 3 月 強靱化計画改定